

議案第10号

(仮称)伊丹市鈴原交流センター整備工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

(仮称)伊丹市鈴原交流センター整備工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年伊丹市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和4年6月28日締結した(仮称)伊丹市鈴原交流センター整備工事の請負契約中「契約金額 金147,136,000円」を「契約金額 金148,093,000円」に改める。

令和5年2月14日提出

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和4年度(仮称)伊丹市鈴原交流センター整備工事
位置 伊丹市御願塚6丁目90番4他

2 契約の方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金148,093,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金13,463,
000円)

4 契約の相手方

住 所 伊丹市伊丹3丁目2番6号

名 称 株式会社橋本工務店

代表者 代表取締役 橋本 育子

5 工事変更の概要

玄関ポーチの形状及び門扉の仕様変更等